

北海道文教大学海外留学奨励金規程

(平成 17 年 2 月 22 日 則 第 1 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の海外留学費用の助成を目的とする。

(助成額及び要件)

第 2 条 この奨励金は、当該年度予算の範囲内で次の各号の要件を満たす場合に助成するものとする。

- (1) 上限額：本学学生一人当たり在学中一回限り 10 万円までとする。
- (2) 受給資格：本学学生で、海外の一教育機関で一セメスター以上の留学を希望する者で、各期の授業料を通常に納付している者。ただし、大学間で締結した学術交流協定に基づき本学が派遣する交換留学生及び派遣留学生は除くものとする。
- (3) 対象プログラム：所要の手続きを経て、本学の許可を得たプログラムへの参加。

(手 続)

第 3 条 本学所定窓口において、出発 3 か月前までに所要の手続きをすること。完了後、出発 1 か月前までに本人へ通知する。

(審査・決定)

第 4 条 この奨励金の助成は、各学科所定の選考試験を経た後、国際交流委員会において審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(事前研修)

第 5 条 この奨励金の助成を受ける者は、本学所定の事前研修に必ず参加するものとする。

(助成取消)

第 6 条 国際交流委員会が次の各号の一に該当すると判断した場合は、教授会の議を経て学長が助成を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 授業料が未納の場合
- (3) 事前研修を欠席した場合
- (4) 留学の成果が得られていないと判断された場合

(事後報告)

第 7 条 この奨励金の助成を受け海外留学に参加した者は、留学終了後 1 か月以内に所定の報告書を本学所定窓口に提出するものとする。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 28 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 28 日から施行し、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。